平成２４年（フ）第８２７４号
東京都足立区伊興３丁目12―９―202
破産者　和田由紀子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３４６号
神奈川県川崎市麻生区下麻生２丁目29―29―103
破産者　大貫　　祥
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３４８号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目10番16号
破産者　有限会社リベロ
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３８７号
東京都中野区本町２丁目48―２
破産者　駒形　恵里
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３９９号
千葉県松戸市馬橋3367―１―301
破産者　織田　直美
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４０７号
東京都中野区南台３丁目32―２―302
破産者　小山　始彦
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４１２号
東京都品川区豊町４丁目22―６
破産者　寺川惠二郎
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４５５号
東京都八王子市元横山町２丁目９―22―106、開始決定時の住所東京都八王子市打越町1110―１―407
破産者　橋本千惠子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４５９号
埼玉県所沢市中新井４丁目11番12号
破産者　有限会社カズコーポレーション
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４６０号
埼玉県狭山市大字水野512―８―202
破産者　小笠原一宏
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６５５号
東京都国立市北３丁目２―１―２―104、住民票上の住所東京都立川市柴崎町２丁目８―18
破産者　菅原　万博
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７１２号
埼玉県川口市桜町３―８―15、住民票上の住所埼玉県川口市桜町３丁目11―８
破産者　田中　裕輔
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７４６号
東京都品川区平塚３丁目８―３井上方
破産者　近江えり子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８０４号
東京都狛江市岩戸北１丁目１―１―309、開始決定時の住所東京都渋谷区鉢山町９―19鉢山コート２階
破産者　梶山　紘子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８２８号
東京都練馬区大泉学園町８丁目33―18―305
破産者　本澤　温子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９０９号
千葉県松戸市五香１―５―２―Ｃ―３、住民票上の住所千葉県松戸市小金清志町１丁目31―３
破産者　久安　淳雄
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９７５号
東京都目黒区碑文谷２丁目８―20
破産者　奥山　昌彦
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９８４号
東京都台東区寿１丁目20―８、住民票上の住所東京都台東区東浅草１丁目４―６―302
破産者　小林　由果
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４９６号
東京都中央区東日本橋１丁目１番19号
破産者　有限会社翔和工業
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６１１号
東京都千代田区神田紺屋町20番地神保ビル２Ｆ
破産者　株式会社ノエル
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６１２号
神奈川県川崎市麻生区百合丘２丁目９―７―３Ｃ
破産者　渡邊　勇地
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６１３号
神奈川県川崎市麻生区百合丘２丁目９―７―３Ｃ
破産者　渡邊　弥生
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部